

府中市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年5月15日制定

1 促進計画の区域

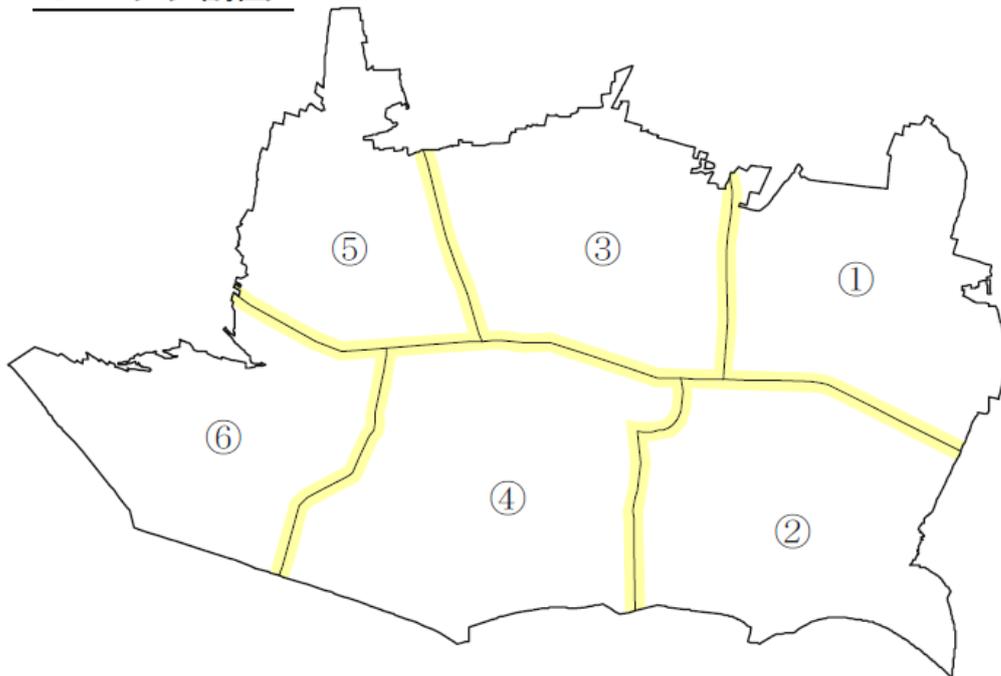
府中市内の次に掲げる②、④、⑥の地域のうち、次の町とする。

②ブロック：白糸台、押立町、小柳町、是政

④ブロック：是政、矢崎町、南町、本町、分梅町、住吉町

⑥ブロック：分梅町、住吉町、日新町、四谷

ブロック割図



2 促進計画の目標

1. ②ブロック（東部地域）

(1) 現況

本地域は、多摩川から取水された用水により稲作が営まれていたが、高度成長期以降、揚水ポンプによる用水で稲作が続けられている。近年では畑作への転換が目立ち、特に押立地域では、コマツナが営農組合によって多く生産されている。

都道や高速道路のスマートインターチェンジなど道路網が整備されつつある中、相

続を機に転用される農地が多く、それに伴い農家数も減りつつある。用水組合による用水の維持管理にも支障が出始め、地域を巻き込んだ管理のあり方が検討する必要がある出てきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. ④ブロック（中部地域）

(1) 現況

本地域の府中街道の西側では、西部地区から流れてくる府中用水や西府用水、また一部に揚水ポンプでくみ上げた用水による稲作や梨などの果樹栽培が行われている。東側では大部分が畑であり、野菜作りの経営が主であるが、井戸からの揚水による水田がわずかながらあり、稲作が行われている。

府中市で最も市街化が進む府中駅周辺に近く、幹線道路や鉄道駅もあることから宅地化が進み、農地や水路が住宅地に取り残されたように散在する箇所も見受けられ、共同による水路の維持管理活動が最も稀薄であることから、これを推奨することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. ⑥ブロック（西部地区）

(1) 現況

本地域は、水田地帯が広がり、国立市域の多摩川から取水された用水（府中用水、本宿用水（西府用水））を活用し、稲作経営、梨などの果樹栽培経営や野菜作り経営により農業経営が行われている。

近年、都道や多摩川に橋ができるなど、都市化が進むに伴い、農業の小規模化、離農も進みつつあり、水路等の共同管理が農業者の負担になってきていることから、これを補う取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	②ブロック	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②	④ブロック	法第3条第3項第1項に掲げる事業
③	⑥ブロック	法第3条第3項第1項に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。